

札幌市緑の保全と創出に関する条例（抜粋）

〔平成13年3月6日〕
〔条例第6号〕

第7章 札幌市緑の審議会（第38条・第39条）

第7章 札幌市緑の審議会

（設置）

第38条 この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、市長の諮問に応じて緑の保全及び創出に関する重要事項を調査審議するため、札幌市緑の審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第39条 審議会は、委員27人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

札幌市緑の保全と創出に関する条例施行規則（抜粋）

平成 13 年 5 月 30 日

規則第 4 0 号

第 6 章 緑の審議会（第 6 6 条 - 第 7 0 条）

第 6 章 緑の審議会

（会長及び副会長）

第 6 6 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き，委員の互選によってこれを定める。

2 会長は，審議会を代表し，会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第 6 7 条 審議会の会議は，会長が招集する。

2 会長は，審議会の会議の議長となる。

3 審議会は，委員の過半数が出席しなければ，会議を開き，議決をすることができない。

4 審議会の議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（資料提出その他の協力）

第 6 8 条 審議会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き，又は資料の提出を求めることができる。

（部会）

第 6 9 条 会長が必要と認めたときは，審議会に部会を置くことができる。

2 部会は，会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き，部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は，部会の事務を総括し，会議の経過及び結果を審議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは，部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者が，その職務を代理する。

6 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第70条 審議会の庶務は、環境局において行う。